

(別添)

○ 精神科病院に対する指導監督等の徹底について（平成10年3月3日 障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知）【新旧対照表】

改正後	改正前
<p data-bbox="488 368 1115 432">○精神科病院に対する指導監督等の徹底について (平成10年3月3日)</p> <p data-bbox="293 440 1115 472">(障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号)</p> <p data-bbox="91 475 1115 539">(厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知)</p> <p data-bbox="689 544 1115 1230">一部改正 障 第 2 1 8 号 健 政 発 第 3 6 3 号 医 薬 発 第 3 3 8 号 社 援 第 7 6 4 号 平成12年3月29日 障 発 第 3 3 5 号 平成13年8月6日 医政発第0929012号 社援発第0929001号 平成18年9月29日 障 発 第 1 2 2 2 0 0 3 号 平成18年12月22日 障 発 第 0 5 2 6 0 0 3 号 平成20年5月26日 障 発 0 4 2 6 第 6 号 平成25年4月26日 障 発 0 3 1 1 第 6 号 平成26年3月11日 <u>障 発 0 1 1 3 第 1 号</u> 令和3年1月13日</p> <p data-bbox="91 1310 159 1342">(略)</p> <p data-bbox="584 1382 618 1414">記</p> <p data-bbox="91 1445 271 1477">1～2 (略)</p>	<p data-bbox="1518 368 2145 432">○精神科病院に対する指導監督等の徹底について (平成10年3月3日)</p> <p data-bbox="1323 440 2145 472">(障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号)</p> <p data-bbox="1122 475 2145 539">(厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知)</p> <p data-bbox="1720 544 2145 1166">一部改正 障 第 2 1 8 号 健 政 発 第 3 6 3 号 医 薬 発 第 3 3 8 号 社 援 第 7 6 4 号 平成12年3月29日 障 発 第 3 3 5 号 平成13年8月6日 医政発第0929012号 社援発第0929001号 平成18年9月29日 障 発 第 1 2 2 2 0 0 3 号 平成18年12月22日 障 発 第 0 5 2 6 0 0 3 号 平成20年5月26日 障 発 0 4 2 6 第 6 号 平成25年4月26日 障 発 0 3 1 1 第 6 号 平成26年3月11日</p> <p data-bbox="1122 1310 1189 1342">(略)</p> <p data-bbox="1615 1382 1648 1414">記</p> <p data-bbox="1122 1445 1301 1477">1～2 (略)</p>

3 実地指導等の実施方法について

(1) (略)

(2) 実地指導の方法について

ア 実地指導は、原則として都道府県及び指定都市精神保健福祉担当部局職員及び保健所の精神保健福祉担当職員とともに、精神保健指定医を同行させ実施することとし、病院間で指摘内容に格差が生じないように、都道府県及び指定都市において実地指導要領等を作成して実施するよう努めること。

また、法律上極めて適正を欠く等の疑いのある精神科病院に対しては、国が直接実地指導を実施することもあり得ること。

イ 法律上適正を欠く等の疑いのある精神科病院に対して実地指導を行う場合には、最長でも1週間から10日間の予告期間をもって行うこととするが、入院中の者に対する虐待が強く疑われる緊急性が高い場合等については予告期間なしに実施できること。

ウ 実地指導の際、措置入院患者については、原則として各患者に対して診察を行うものとする。また、医療保護入院患者については、病状報告や医療監視の結果等を踏まえるとともに、患者の入院期間、病名等に十分配慮して計画的、重点的に診察を行うようにすること。

エ 人権の保護に関する聞き取り調査については、入院中の者に対する虐待が疑われる事案を含め、病院職員に対するものだけでなく、入院患者に対しても適宜行うようにすること。

また、診療録を提出させ、内容を確認するとともに、定期病状報告、関係書類及び聞き取り調査結果等の突合を行い、未提出の書類及び入院中の者に対する虐待が行われている事実等がないかについても確認すること。

オ 医療監視を実施する際に併せて実地指導を行うなど医療監視との連携を十分に図ること。

また、生活保護法による指導等の実地との連携も図ること。

(3) (略)

4～8 (略)

3 実地指導等の実施方法について

(1) (略)

(2) 実地指導の方法について

ア 実地指導は、原則として都道府県及び指定都市精神保健福祉担当部局職員及び保健所の精神保健福祉担当職員とともに、精神保健指定医を同行させ実施することとし、病院間で指摘内容に格差が生じないように、都道府県及び指定都市において実地指導要領等を作成して実施するよう努めること。

また、法律上極めて適正を欠く等の疑いのある精神科病院に対しては、国が直接実地指導を実施することもあり得ること。

イ 法律上適正を欠く等の疑いのある精神科病院に対して実地指導を行う場合には、最長でも1週間から10日間の予告期間をもって行うこととするが、場合によっては予告期間なしに実施できること。

ウ 実地指導の際、措置入院患者については、原則として各患者に対して診察を行うものとする。また、医療保護入院患者については、病状報告や医療監視の結果等を踏まえるとともに、患者の入院期間、病名等に十分配慮して計画的、重点的に診察を行うようにすること。

エ 人権の保護に関する聞き取り調査については、病院職員に対するものだけでなく、入院患者に対しても適宜行うようにすること。

また、診療録を提出させ、内容を確認するとともに、定期病状報告と関係書類等の突合を行い、未提出の書類等がないかについても確認すること。

オ 医療監視を実施する際に併せて実地指導を行うなど医療監視との連携を十分に図ること。

また、生活保護法による指導等の実地との連携も図ること。

(3) (略)

4～8 (略)

別記様式1 精神科病院実地指導結果報告書	別記様式1 精神科病院実地指導結果報告書								
(略)	(略)								
実地指導結果の概要					実地指導結果の概要				
区分	項目内訳	概要	改善計画	改善命令	区分	項目内訳	概要	改善計画	改善命令
(略)					(略)				
入院患者等のその他の処遇について (虐待を含む。)					入院患者等のその他の処遇について				
(略)					(略)				
別記様式2	(略)				別記様式2	(略)			
別記様式3	(略)				別記様式3	(略)			